

## 知床五湖における利用コントロールの法的担保措置について（案）

現在検討している利用コントロールを適用することを前提に比較したものであり、いずれの制度の導入にあたっては協議会での同意が前提。事務局としては**利用調整地区制度**の適用を提案する。

担保措置の種類	利用調整地区 (自然公園法)	特定観光資源 (エコツリズム推進法)	施設管理権限	関係者による合意 (法的根拠なし)
制度概要	国立公園の利用上核心的な自然景観を有し、原始的な雰囲気が保たれている地区において、将来にわたる持続的な利用を実現するために、利用人数の調整等を行うことによって、自然景観や生物多様性の維持を推進する。	観光旅行者等の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、自然観光資源として指定できる。(立入りには市町村長の認定が必要とすることが可能)	施設管理者の権限等により歩道の管理者としての利用の規制を行う	地域・関係機関の合意形成によりルールを定める
利用規制の実施主体	環境省	斜里町	施設管理者(北海道)	(協議会等地域の合意形成機関)
ルールを守らない者への拘束力	有り(悪質な違反者には、罰則の適用も可)	有り	弱い	なし
適用の法的前提条件	国立公園計画への追加等(環境省告示)が必要	町条例制定	道条例制定? 施設管理規則策定	なし
計画策定等	協議会において、「利用適正化計画」の策定が必須	協議会において「全体構想」を作成し、国の認定を受ける	なんらかの計画策定は必要	なんらかの計画策定は必要
運営経費	利用者からの認定手数料徴収により充当可能(金額は環境省告示)	運営経費相当の手数料徴収には、条例制定必要	徴収する際は、施設利用料となり、運営への充当は困難	徴収は困難(任意の協力金程度であり、公平性を失する)
規制内容	告示により定める	条例で定める	施設管理規則等で定める	地域ルールとして定める
ガイドシステム	ガイド引率は、法的規制の一環として実施。 ガイド認定等は協議会等が決定。	ガイド引率義務づけは条例制定必要。 ガイド認定等は協議会等が決定。	ガイド引率の義務づけは要検討 ガイド認定等は協議会等が決定。	ガイド引率の義務づけは困難。 ガイド認定等は協議会等が決定。
管理責任が想定される者	公物管理(道、町) 利用調整地区(環境省、指定認定機関) ガイドシステム(環境省、協議会、ガイド)	公物管理(道、町) 特定観光資源管理(町) ガイドシステム(協議会、ガイド)	公物管理(道、町) ガイドシステム(協議会、ガイド)	公物管理(道、町) ガイドシステム(協議会、ガイド)